

令和6年2月6日付厚生労働省「報酬改定の概要」にて示された内容に関して、支給決定事務に係る現行の取扱いと異なる点について、現時点における当市の方針をお知らせします。

○補足給付費の基準費用額の見直しについて【施設入所支援】

令和6年4月1日より施設入所支援の補足給付に係る基準費用額の見直しが行われます。

見直し後の補足給付額（日額）については、後日、介護給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書を各障害者支援施設に送付させていただく予定にしておりますので、ご確認ください。

また、受給者証については、更新修正は行いません。サービスの更新、または、令和6年度の負担金一斉改定の際に受給者証の補足給付欄の更新修正を行いますのでご注意ください。

○重度障害者支援加算の拡充について

【生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助】

令和6年4月1日より重度障害者支援加算の拡充が行われます。

各種重度障害者支援加算の対象者については、後日、通知書を対象者の居住地（自宅、障害者支援施設、共同生活援助事業所等）に送付させていただく予定にしておりますので、ご確認ください。

また、受給者証については、更新修正は行いません。サービスの更新の際に受給者証の更新修正を行いますのでご注意ください。

○要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算の取扱いについて 【計画相談支援・障害児相談支援】

令和6年4月1日より要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算について新たな区分が創設されます。

各加算の対象者については、後日、通知書を対象者の居住地（自宅、障害者支援施設、共同生活援助事業所等）に送付させていただく予定にしておりますので、ご確認ください。

また、受給者証については、更新修正は行いません。サービスの更新の際に受給者証の更新修正を行いますのでご注意ください。

○個別サポート加算（Ⅰ）、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の取扱いについて【児童発達支援・放課後等デイサービス】

令和6年4月1日より個別サポート加算（Ⅰ）加算、強度行動障害支援加算の見直しが行われ、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算が創設されます。

加算の対象者については、後日、通知書を対象者の居住地に送付させていただく予定にしておりますので、ご確認ください。

また、受給者証については、更新修正は行いません。サービスの更新の際に受給者証の更新修正を行いますのでご注意ください。

○児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱いについて

【児童発達支援センター】

令和6年4月1日から、児童発達支援センターにおける食事提供加算の取扱いが変更となります。受給者証については、更新修正は行いません。サービスの更新の際に食事提供加算対象者欄の更新修正を行いますのでご注意ください。詳細は別紙を確認してください。

○ケアニーズ対応加算、強度行動障害児支援加算の創設について【保育所等訪問】

令和6年4月1日よりケアニーズ対応加算、強度行動障害児支援加算が創設されます。

加算の対象者については、後日、通知書を対象者の居住地に送付させていただく予定にしておりますので、ご確認ください。

また、受給者証については、更新修正は行いません。サービスの更新の際に受給者証の更新修正を行いますのでご注意ください。

なお、本取扱いは、令和6年2月6日時点における国の通知を踏まえてお示しするものであり、今後発出される通知に基づき、上記内容より追加又は一部変更となる場合がございますのでご了承ください。

その際は、改めて関係事業所に対し通知させていただく予定です。

(問い合わせ先)

和歌山市福祉局 社会福祉部
障害者支援課 認定調査グループ
TEL : 073-435-1060
FAX : 073-431-2840